

## 経過措置対象事業とされた土地改良事業に係る国の負担又は補助の割合の平成5年度以降の適用について

平成5年4月1日5構改B第461号

農林水産事務次官から

各地方農政局長	} あて
北海道開発局長	
沖縄総合事務局長	
各都道府県知事	
全国土地改良事業団体連合会会長	

財政資金の効率的な使用並びに国及び地方の財政関係の安定化を図るため、土地改良事業等に係る国の負担金及び補助金の整理及び合理化を図る農用地整備公団法施行令等の一部を改正する政令(平成5年政令第93号)が平成5年3月31日に公布され、同年4月1日に施行された。

同政令第4条、第5条、第7条、第8条及び第9条の規定による改正後の土地改良法施行令の一部を改正する政令(昭和47年政令第231号、昭和52年政令第227号、平成元年政令第216号、平成2年政令第239号及び平成3年政令第238号)の規定中、当該政令の規定により都道府県の負担又は国の補助の割合(以下「補助率等」という。)について従前の例によるものとされた土地改良事業(以下「経過措置対象事業」という。)についての平成5年度以降の補助率等の適用において「農林水産大臣が指定する事業」とされているものについて、下記のとおり定められたので、御了知の上、その運用に特段の配慮をお願いする。

また、農用地整備公団法施行令等の一部を改正する政令第2条における土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)の一部改正に伴い、関係事項の整備を行うため、土地改良法の一部改正等について(昭和52年12月28日付け52構改B第2844号農林事務次官依命通達)が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、併せて通知する。

以上、命により通達する。

### 記

農用地整備公団法施行令等の一部を改正する政令第4条、第5条、第7条、第8条及び第9条の規定による改正後の土地改良法施行令の一部を改正する政令(昭和47年政令第231号、昭和52年政令第227号、平成元年政令第216号、平成2年政令第239号及び平成3年政令第238号)の規定中、経過措置対象事業に係る補助率等であって、従前の例によるものとされるものについて、整理合理化に伴う平成5年度以降の補助率等の適用について読替えが行われている。

この中で従前の例によるものとされる補助率等が同一の事業であっても、整理合理化によりそれぞれ異なる補助率等が設定されているものがある。

このような事業については、当該読替えの規定中「農林水産大臣が指定する事業」に該当するものとしてそれぞれの補助率等に読み替えることとされているところであるが、この「農林水産大臣が指定する事業」として、以下のそれぞれの政令の規定ごとに、各表の第1欄に掲げる従前の例によるものとされる補助率等(その上限又は下限を含む。以下同じ。)の区分に応じ、第2欄に掲げる読替え後の補助率等ごとに第3欄に掲げる事業がそれぞれ対応するものとする

1 土地改良法施行令の一部を改正する政令（昭和47条政令第231号）附則第6項

第1欄	第2欄	第3欄
25/100	25/100	北海道において行われる農地開発事業

2 土地改良法施行令の一部を改正する政令（昭和52条政令第227号）附則第8項

第1欄	第2欄	第3欄
60/100	52/100	北海道において行われる道営畑地帯総合整備事業

3 土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成元年政令第216号）

(1) 附則第3条第3項

第1欄	第2欄	第3欄
20/100	1 / 3	干拓事業に不足してその施行に係る地域の近傍の土地について行われるかんがい排水事業
30/100	30/100	北海道において土地改良法第85条の4第1項の申請によって行われる農用地造成事業又は特殊土壌地帯において行われるかんがい排水事業のうちため池の新設、廃止又は変更に係るものであって、受益地の地積に占める田以外の農用地の地積の割合が3分の2以上であるもの
	25/100	北海道において行われるかんがい排水事業又は総合農地開発事業において行われる農業用排水施設の新設、廃止若しくは変更に係るもの
35/100	1 / 3	農地防災排水事業又は特殊土壌地帯において行われるかんがい排水事業（ため池に係るものを除く。）のうち受益地の地積に占める田以外の農用地の地積の割合が3分の2以上であるもの
40/100	1 / 3	かんがい排水事業、総合農地開発事業若しくは総合かんがい排水事業において行われる農業用排水施設の新設、廃止若しくは変更に係るもの又は特殊土壌地帯において行われるかんがい排水事業（ため池に係るものを除く。）
45/100	55/100	総合かんがい排水事業において行われる開田又は開畑
	50/100	北海道において行われる総合かんがい排水事業又は総合農地開発事業のうち開田若しくは開畑に併せ行われる区画整理

(2) 附則第3条第12項に掲げるもののうち北海道、沖縄県、奄美群島及び離島以外の区域において行われるもの

第1欄	第2欄	第3欄
65/100	55/100	都道府県営防災ダム事業のうち防災ダム工事、都道府県営農地保全事業のうちシラスで覆われている地域において行われるもの又は都道府県営公害防除特別土地改良事業のうち農業用排水施設その他の施設の新設、廃止若しくは変更に係るもの
60/100	55/100	都道府県営防災ダム事業のうち防災ため池工事若しくは都道府県営ため池等整備事業のうち老朽ため池整備工事であって受益面積が100ha以上の規模のもの又は都道府県営ため池等整備事業のうち用排水施設整備工事、都道府県営湛水防除事業若しくは都道府県営地盤沈下防止工事であって受益面積が400ha以上の規模のもの
40/100	45/100	団体営農道整備事業のうち舗装のみを目的とするもの

(3) 附則第3条第12項に掲げるもののうち北海道において行われるもの

第1欄	第2欄	第3欄
75/100	60/100	北海道営開拓地整備事業のうち寒冷地において行われるもの
65/100	55/100	北海道営防災ダム事業のうち防災ダム工事に係るもの又は北海道営公害防除特別土地改良事業のうち農業用排水施設その他の施設の新設、廃止若しくは変更に係るもの
60/100	52/100	北海道営かんがい排水事業、農道整備事業若しくは客土事業であって畑地帯総合土地改良事業と併せて行われるもの又は北海道営畑地帯総合土地改良事業
	55/100	北海道営防災ダム事業のうち防災ため池工事若しくは北海道営ため池等整備事業のうち老朽ため池整備工事であって受益面積が100ha以上の規模のもの又は北海道営ため池等整備事業のうち用排水施設整備工事であって受益面積が400ha以上の規模のもの
40/100	45/100	団体営農道整備事業のうち舗装のみを目的とするもの

(4) 附則第3条第12項に掲げるもののうち奄美群島において行われるもの

第1欄	第2欄	第3欄
50/100	55/100	団体営農道整備事業のうち舗装のみを目的とするもの

(5) 附則第3条第12項に掲げるもののうち離島において行われるもの

第1欄	第2欄	第3欄
75/100	2 / 3	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業のうち本土と離島及び離島と離島を連絡する橋に係るもの
65/100	55/100	都道府県営ため池等整備事業のうち老朽ため池整備事業であって20ha以上の規模のもの、用排水施設整備工事若しくは湖岸堤防工事であって100ha以上の規模のもの又は土砂崩壊防止工事であってこれに要する費用の額が5千万円以上の額のもの
	2 / 3	都道府県営広域農道整備事業のうち本土と離島及び離島と離島を連絡する橋に係るもの
55/100	52/100	都道府県営一般農道整備事業若しくは都道府県営かんがい排水事業であって都道府県営畑地帯総合土地改良事業と併せて行われるもの又は都道府県営畑地帯総合土地改良事業
	2 / 3	都道府県営一般農道整備事業のうち畑地を受益地とするもので本土と離島及び離島と離島を連絡する橋に係るもの
50/100	2 / 3	都道府県営一般農道整備事業のうち畑地以外の農用地を受益地とするもので本土と離島及び離島と離島を連絡する橋に係るもの

4 土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成2年政令第239号）

(1) 附則第3条第4項

第1欄	第2欄	第3欄
15/100	15/100	かんがい排水事業であって2,000ha以上の畑を受益地とするもののうち国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通達）第4指定工事に定める基幹施設（以下「基幹施設」という。）（頭首工、排水機場又は排水樋門に限る。）に係るもの
20/100	15/100	かんがい排水事業であって7,000ha以上の田を受益地とするもののうち基幹施設（ダム、頭首工、排水機場又は排水樋門に限る。）に係るもの

(2) 附則第4条第3項

第1欄	第2欄	第3欄
65/100	55/100	都道府県営防災ダム事業のうち防災ダム工事、都道府県営農地保全事業のうちシラスで覆われている地域において行われるもの又は都道府県営公害防除特別土地改良事業のうち農業用排水施設その他の施設の新設、廃止若しくは変更に係るもの
60/100	55/100	都道府県営防災ダム事業のうち防災ため池工事若しくは都道府県営ため池等整備事業のうち老朽ため池整備工事であって受益面積が100ha以上の規模のもの又は都道府県営ため池等整備事業のうち用排水施設整備工事、都道府県営湛水防除事業若しくは都道府県営地盤沈下防止工事であって受益面積が400ha以上の規模のもの
40/100	45/100	団体営農道整備事業のうち舗装のみを目的とするもの

5 土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成3年政令第238号）附則第3項

第1欄	第2欄	第3欄
15/100	15/100	かんがい排水事業であって2,000ha以上の畑を受益地とするもののうち基幹施設（頭首工、排水機場又は排水樋門に限る。）に係るもの